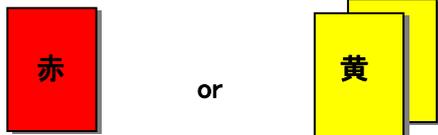


退場処分を受けたチームの対応

(一社)香川県サッカー協会 規律・フェアプレー委員会

(1)以下のいずれかでチームの選手が退場処分を受ける。



* 当該選手は必ず、次1試合は自動停止となる。

(2)大会規律委員会から「通告」が届く。

* 内容を確認する。

様式1
2012年8月15日

2012年度香川県サッカー選手権大会
規律委員会

A社サッカー部
代表者 香川 太郎 殿

通 告

貴チーム、高松 一郎 選手は 2012年度香川県サッカー選手権大会 において、
同じ試合の中で2つ目の警告を受ける ことに対して退場を命じられました。
上記大会規律委員会は日本サッカー協会懲罰基準に基づき、次回公式戦1試合の
出場を停止することを通告します。

貴チームは可及的速やかに次試合の予定を上記規律委員会へ報告し、また消化試合実施
の報告を香川県サッカー協会 規律・フェアプレー委員会に行ってください。

懲罰を受けた選手
1. 大会名： 2012年香川県サッカー選手権大会
2. 開催日： 2012年8月10日
3. 対 戦： A社サッカー部 対 Bフットボールクラブ
4. 会 場： 県立丸亀競技場

以上

(写)

どのチームの誰が、何の大会にて退場処分を受けたか。

審判報告書による退場理由。

懲罰基準に基づく処罰。

懲罰を受けた選手の属するチームの対応。
①次試合の予定を退場処分を受けた大会の規律委員会に連絡する(至急)。
②消化試合実施後に香川県サッカー協会の規律・フェアプレー委員会に消化試合の実施報告を行う(当日)。

(3)チームの対応。

* 次試合の予定を退場処分を受けた大会の規律委員会に連絡する(至急)。

↑
同一競技会における直近の試合に適用される。出場停止が大会内で消化しきれない場合は次の公式戦に適用される。

* 消化試合実施後に(一社)香川県サッカー協会の規律・フェアプレー委員会に消化試合の実施報告を行う。
(消化報告書とメンバー表を協会に提出)